

「衛星データを活用した作付状況現地確認の省力化に係る実証」業務委託仕様書

1 委託業務名

衛星データを活用した作付状況現地確認の省力化に係る実証

2 目的

経営所得安定対策等業務において、地域農業再生協議会（以下、地域再生協）が行う現地確認については、地域再生協業務の中でも特に負担の大きなものになっており、各地域は、この負担を解消するために様々な手法で対応しているところ。

近年では、人工衛星やタブレット等を活用した現地確認に取り組む産地が増えており、業務の効率化に資する手法として有効的である。

そこで、本業務では、衛星データを活用した作付状況の現地確認の省力化に係る実証を行い、その有効性を検証し、現地確認業務の効率化に資する取組の推進を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9(2027)年2月26日まで

4 委託業務内容

(1) 公募により選定した事業者は（以下「受託者」という。）は、以下業務を行うものとする。

ア 衛星データを活用した現地確認省力化に向けた実証

イ 従来の方法と衛星画像を活用した際の費用対効果の検証

ウ 品目別乖離率の検証

(2) 留意事項

- ・実証については、経営所得安定対策等の現地確認の対象となる令和8年産作物（水稲、麦類、大豆、そば、なたね、飼料作物、高収益作物、地力増進作物）に対して実施すること。
- ・実証の候補となる地域については、作物の作付け状況等、地域の特性を加味した上で県内複数か所を選定し、栃木県農業再生協議会（以下、県再生協）と協議の上、地域再生協と調整すること。
- ・実証の実施時期は、県再生協及び対象となる地域再生協と協議すること。
- ・実施計画書及び実施運営マニュアルを作成し、円滑な実証の運営に努めること。
- ・記録写真等のデータで納品するとともに、新聞、メディア等に掲載された場合には、掲載記事や情報を委託業務の記録として収集すること。

(3) 検証結果の公表及び地域農業再生協議会への推進

ア 概要

- ・検証結果を公表し、取組の有効性について示すことで県内地域再生協をはじめとする関係機関の作物の作付け状況の確認作業に係る業務の効率化の推進を図る。

イ 留意事項

- ・検証結果の公表については、本実証に係る資料を作成し、説明会形式を基本とする。
なお、説明者等については、今回の実証に精通しており、説明に適切と思われるものを選定すること。
- ・開催する場所や期間等については、県再生協と協議の上、決定すること。
- ・検証結果の公表に係る説明会等の参集範囲は、県再生協及び地域再生協を必ず含むものとし、その他については、県再生協と協議の上、決定すること。
- ・説明会の開催については、県再生協と協議の上、通知すること。

5 事業計画書

受託者は、契約後速やかに本仕様書に基づく事業計画書を作成し、県再生協と協議の上、業務を実施すること。

6 委託業務完了時に提出する成果品

- (1) 実績報告書
- (2) 検証結果に関する資料
- (3) 本業務で実施したことが分かる写真
- (4) 上記データを収めた記録媒体（提出方法については県再生協が別途指定する。）

7 その他

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細は県再生協と十分な協議を行いながら進めるものとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、県再生協と協議の上、作業を進めること。
また、県再生協は作業期間中、いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。
なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度、協議の上、対応するものとする。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) 月に1回程度事業の進捗状況を報告するとともに、定期的に県再生協と打合せを行うなど情報の共有を図ること。また必要に応じて県再生協の関係機関と連携をとること。
- (4) 受託者は、本事業の遂行に必要な情報を自主的に収集報告するとともに、有効な提案を積極的に行うこと。
- (5) 本事業で発生した制作物等の著作権は県再生協に帰属する。
- (6) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- (7) 令和9年度以降の事業について、令和8年度と異なる受託者による運営又は県再生協による自主運営となった場合は、年度当初から切れ目なく事業を運営できるよう令和8年度までの継続した取組状況等事業に関わる情報の提供に協力すること。